

文化・スポーツ施設の再開について（案）

○：利用可（※は一部制約あり） ×：利用不可

		施設・部屋ごとの利用条件等				
		再開可否	STEP1	STEP2	STEP3	全面緩和
施設						
博物館、美術館、図書館等、50人までのイベント	・劇場等、学習塾等 ・100人以下のイベン	・高リスク ・講師を除き すべて座席 1千人ま でのイベント	○	○	○	・遮れ物を設 置して座席 と座席 間隔を保つ ・椅子席を1m 以上離す ・1千人ま でのイベント
多目的ホール（6/2）	×	○ ※	○	○ ※	○	【STEP2】 ・常時、機械換気を行う。 ・椅子席は取納したままの利用とする。 ・舞台上の人数は間隔を2mを確保することとし、10名までの利用とする。 ・フロアでは、間隔を2mを確保することとし、30名までの利用とする。 （施設管理者側） ・当該団体の過去の利用状況を確認の上、利用申請受付を行なう。
音楽練習室	×	×	×	×	○	【STEP3】 ・椅子席の利用も可（ただし、椅子席を使用する場合は、2席間隔（1m）を空けての利用とする（58席））。
会議室AB（6/2）	○ ※	○ ※	○	○	○	【STEP1～STEP3】 ・気密性が高く、換気機能がないため、利用不可。
会議室AB（6/2）	○	○	○	○	○	【STEP1】 ・飲食を伴う利用、合唱等大きな声の発生を伴う活動や運動系の活動での利用は不可。 【STEP2】 ・飲食を伴う利用は不可。
コモンティーム（6/2）	○ ※	○ ※	○	○	○	【STEP1】 ・長時間（30分を目途）の滞在不可、飲食不可。 ・囲碁・将棋は、「密接場面」となる活動であるため、不可。 【STEP2】 ・2時間程度までの滞在可、飲食不可。 【STEP3】 ・時間制限は設けない。 ・囲碁・将棋は、「密接場面」となる活動であるため、不可。

施設		再開可否	STEP1	STEP2	STEP3	施設・部屋ごとの利用条件等
機械館	・劇場 ・音楽室、図書室等 ・100人まで ・50人まで のイベント	・高リスク 施設を除き すべて再開 されまし た。	×	×	○ ※	(この前提として、「新しい生活様式」における西東京市公共施設（館等）利用基準及び館に共通する利用基準がある)
こもれびホール	メインホール (6/1)	×	×	○ ※	○ ※	[STEP3] ・常時、機械換気を行う。 ・舞台上の人数は間隔を2mを確保することとし、●名までの利用とする。 ・椅子席を使用する場合は、2席間隔（1m）を空けての利用とする（●席）。 (施設管理者側) ・当該団体の過去の利用状況を確認の上、利用申請受付を行う。
こもれびホール	小ホール (6/1)	×	×	○ ※	○ ※	[STEP2] ・常時、機械換気を行う。 ・椅子席は収納したままの利用とする。 ・舞台上の人数は間隔を2mを確保することとし、●名までの利用とする。 ・フロアでは、間隔を2mを確保することとし、●名までの利用とする。 ・飲食を伴う利用は不可。 (施設管理者側) ・当該団体の過去の利用状況を確認の上、利用申請受付を行う。
音楽練習室		×	×	×	○	[STEP1～STEP3] ・椅子席の利用も可（ただし、椅子席を使用する場合は、2席間隔（1m）を空けての利用とする（●席））。
リハーサル室		○	○	○	○	[STEP1～STEP3] ・気密性が高く、換気機能がないため、利用不可。
会議室	(6/1)	○	○	○	○	[STEP1～STEP3] ・気密性が高く、換気機能がないため、利用不可。
エントランス	(6/1)	○ ※	○ ※	○ ※	○ ※	コール田無コミュニティルームに準じる。
市民交流施設	口ビー、談話室 (6/1) 調理室 (6/1)	○ ※	○ ※	○ ※	○ ※	[STEP1～2] ・会議室、調理室を伴わない利用のみ可。
地域型	印刷室、給湯室 (6/1)	○ ※	○ ※	○ ※	○ ※	[STEP1～3] ・1名での利用とする。
市民交流施設 (一般型)	体育室 (6/1) 上記以外の部屋 (6/1)	○ ※	○ ※	○ ○	○ ○	[STEP1] ・合唱等大きな声の発生を伴う活動や運動系の活動での利用は不可。 [STEP1] ・合唱等大きな声の発生を伴う活動や運動系の活動での利用は不可。
(6/8)		×	○	○	○	[STEP1] ・合唱等大きな声の発生を伴う活動や運動系の活動での利用は不可。 ・管理者からの声掛け等ができず、リスク管理が不十分。また、利用中の様子等の把握が困難なことから、必要な対策等を反映した必要な対策等を反映させたのち再開する（STEP2から再開）。

		施設・部屋ごとの利用条件等			
		再開可否	STEP1	STEP2	STEP3
施設	備考	(この前提として、「新しい生活様式」における西東京市公共施設（賓館等）利用基準及び館に共通する利用基準がある)			
		全面強制的措置を講じた上で、原則として「高リスク施設を除きすべて育休と休憩時間で10人未満のペント」	「高リスク施設を除き原則を講じたうえで全施設10人未満でのペント」	「高リスク施設を除き原則を講じたうえで全施設10人未満でのペント」	「高リスク施設を除き原則を講じたうえで全施設10人未満でのペント」
【STEP1】～【STEP3】					
スポーツセンター	第1体育室 (6/1)	○	○	○	○
	第2体育室 (6/1)	○	○	○	○
	会議室 (6/1)	○	○	○	○
	温水プール	×	×	×	○
	トレーニング室	×	×	×	○
	ランニング走路	×	×	×	○
	第1体育室 (6/1)	○	○	○	○
総合体育館	第2体育室 (6/1)	○	○	○	○
	第1会議室 (6/1)	○	○	○	○
	第2会議室 (6/1)	○	○	○	○
	トレーニング室	×	×	×	○
	第1体育室	○	○	○	○
	第2体育室	○	○	○	○
	武道場	○	○	○	○
6 / 1	多目的ホール	○	○	○	○
	会議室	○	○	○	○

施設・部屋ごとの利用条件等

STEP1 STEP2 STEP3 全面緩和
 (この前提として、「新しい生活様式」における西東京市公共施設（賓館等）利用基準がある)

施設
 施設名
 詳細

施設名	開閉可否	STEP1	STEP2	STEP3	全面緩和
「被物館」 講師館、園 芸館等 講師等 10人未 まで 50人まで のイベント	・制限等 施設を除き すべて再開 1チケット でのイベント	・高リスク 施設を除き すべて再開 1チケット でのイベント	・適切な頻 度で全施設 緩和	・適切な頻 度で全施設 緩和	(この前提として、「新しい生活様式」における西東京市公共施設（賓館等）利用基準がある)
向台運動場グラウンド (6/1)	○	○	○	○	
市民公園グラウンド (6/1)	○	○	○	○	
芝久保運動場グラウンド (6/1)	○	○	○	○	
芝久保運動場グラウンド (人工芝) テニスコート (クレー) テニスコート (人工芝) グートボール場・ちりりん広場 あそびの広場 ひばりアム 野球場 テニスコート (人工芝) 健康広場グラウンド (6/1)	○	○	○	○	[STEP1] ~ [STEP3] <ul style="list-style-type: none"> 大声での会話、応援等をしないこと。 利用前後の待機・ミーティング等においても密をさけること。 対外試合は行わないこと。 休憩スペース、ベンチは2メートル間隔で利用すること。 更衣室・シャワールームは利用不可（芝久保第二運動場）。 【全面緩和時】 ・感染症対策を講じた上で対外試合可能。

施設		再開可否			施設・部屋ごとの利用条件等				
		STEP1	STEP2	STEP3	全面緩和	(この前提として、「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準と館に共通する利用基準がある)			
施設	・博物館 ・美術館、園 芸植物等 ・書店等 ・50mまで のイベント	・劇場等 ・学習塾等	・高リスク 施設を除き すべて再開 までのイベント	・標準化 された全施設	・標準化 された全施設	(この前提として、「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準と館に共通する利用基準がある)			
武道場	剣道場 柔道場 多目的ホール	○ ○ ○	○ ○ ※	○ ○ ※	○ ○ ○	○ ○ ○	[STEP1] ~ [STEP3] ・大声での会話、応援等をしないこと。 ・利用前後の待機・ミーティング等においても座をさせること。 ・対外試合は行わないこと。 ・休憩時は2メートル間隔で利用すること。 ・更衣室・シャワー室は利用不可。 【全面緩和時】 ・感染防止対策を講じた上で対外試合可能。		
(6 / 1)									